

ながの起業家創出プログラム運営業務委託仕様書

1 業務名

ながの起業家創出プログラム運営業務委託

2 業務目的

本市では、本市産業の活性化につなげるため、起業や創業など本市をフィールドとする新たなチャレンジを応援する取組を推進しており、これまで、本業務であるながの起業家創出プログラムや起業家精神の醸成といった起業創業の支援、また既存企業の新規事業開発を応援している。

このような中、本市では当該地域で生まれていないビジネスや社会課題の解決に貢献するソリューションの創出、あるいは本市に軸足を置きながら成長を遂げ、日本全国や世界で活躍できるビジネスモデル等を目指す起業家を発掘し、事業化や事業の成長を支援し、成長した起業家が新たな起業家を支援することで起業家を次々に生み出していく仕組（スタートアップ・エコシステム）の構築を目指す事業を推進している。

本業務は、県外から若者等と呼び込み、起業家のロールモデルを生み出すとともに、市内企業と関係性を構築することで起業家としての活動拠点に本市が選ばれるようにするために実施するもの。

なお、ここでいう「起業家」とは、例として以下を想定している。

【例】

- ・ 独立して起業をする（起業見込も含む）者（本業を継続しつつ、副業・兼業で起業する者も含む）
- ・ 市内企業と共同で新会社を設立する（設立見込も含む）者
- ・ 市内企業の新規事業の部門の部門長、プロジェクトリーダー等の要職に就く（見込も含む）者（第二創業を含む）

また、本業務は令和7年度まで、国のデジタル田園都市国家構想交付金の採択を受ける予定となっている。

3 本業務の目標

本業務の実施により達成を目指す目標を次のとおり定める。

項目	令和6年度
ビジネスプラン実現に向けた支援プログラム（5業務内容（3）参照）への応募者	50名
本プログラムを経て新たなビジネスモデルや社会課題解決につながる事業にて起業（起業見込みも含む）する者	5名

4 業務履行期間

契約を締結した日から令和7年3月31日までとする。

令和7年度以降の業務の受注者は、長野市契約規則に基づき決定する。

5 業務内容

以下の記載事項は最低限の要件を定めたものであり、記載事項に留意の上、本業務の目標の実現に向けた業務内容を提案すること。

(1) プログラム全体の企画・運営

本業務を円滑に遂行するため、プログラム全体のファシリテート及び運営を行うこと。また、プログラムを充実させるため、必要に応じて講師、メンター、エンジェル投資家等を選定すること。

(2) 人材の募集と選定

起業や新規事業創出に関心を持つ者を多く募集し、新たなビジネスモデルや社会課題解決につながる事業にて起業をする者となり得る人材の選定を行うこと。

なお、多くの人材を募集するための広報の仕方や起業する者となり得る人材の選定の仕方について、効果的な内容を提案すること。

(3) ビジネスアイデア実現に向けた支援プログラム

ア 実施内容

選定した人材が志向するビジネスアイデアをブラッシュアップし、本プログラムを経て新たなビジネスモデルや社会課題解決につながる事業にて起業（起業見込みも含む）する者を5名以上生み出すための伴走支援を行うこと。また、ブラッシュアップしたビジネスアイデアを報告する機会を必ず設けること。

なお、以下に支援内容の例を記載しているが、提案の内容を縛るものではない。

【例】

- ・ ビジネスプラン策定のプログラムの企画と具体的な指導と運営
- ・ 参加者同士、先輩起業家とのネットワーク形成
- ・ 本市での研修の企画と運営
- ・ 事業支援（CVC、VC、エンジェル投資家、金融機関、クラウドファンディング等）の提案、交渉、マッチング

イ 実施場所

人材に対して効果的に支援できる方法、場所を実施すること

(4) 市内企業と一定期間協業すること等による関係性の構築

市内企業とプログラム参加者が一定期間協業（副業・兼業等）して、市内企業の新規事業開発を促進する等といった関係性を築き、プログラム参加者が起業家としての活動拠点を本市に置くことを志向するような市内企業と関係性を構築すること。

(5) 本市施策や支援機関との連携

すべての業務を実施するにあたり、内容等について本市と十分に協議すること。

また、支援機関や次の本市事業等と十分に連携すること。

ア 長野市が実施する支援事業等

(7) 長野市スタートアップ起業支援業務

- (イ) 高等教育機関スタートアップ創出事業
 - (ウ) 長野市スタートアップ支援補助金
 - (エ) スマートシティNAGANO基本計画
 - (オ) 長野市実践起業塾
 - (カ) 長野市ものづくり支援センター 等
- イ 長野県が実施する支援
- 信州スタートアップステーション 等

(6) その他

- ア 現在市内で行われている事業に限らず、本市に有益と思われる起業支援事業や支援機関等の現状把握を十分に行った上で、本業務を実施すること。
- イ 本市外、海外の起業家、支援者、投資家等呼び込む等、本プログラムをより充実させること。
- ウ 本業務の一部を、既存事業の活用や受注者以外の者との共催とすることも可とする。
- エ 本プログラムに参加する者が負担する費用等については市と受注者で協議の上決定するものとする。

6 定例会及び実施状況の報告

- (1) 受注者は、定期的に本市と打合せを行うものとし、打合せ日程や場所及び方法については双方協議の上決定するものとする。
- (2) 受注者は、市から請求があったときは、事業実施の進捗状況について報告すること。

7 経理

- (1) 委託事業を明確に遂行するに足る能力を有するものとして、総勘定元帳及び現金出納帳等の会計書類を整備すること。
- (2) 会計帳簿を備え、他の経理と明確に区分して収入額及び支出額を記載し、委託費の用途を明らかにしておくこと。
- (3) プログラムの参加者から参加費を徴収する場合、本プログラムの経理とは別にし、会計帳簿を備えておくこと。
- (4) 支出内容を証する経理書類を整備して、会計帳簿とともに業務委託の完了した日の属する会計年度の終了後5年間、いつでも供覧に供することができるように保存しておくこと。

8 業務完了時等の提出書類

受注者は、年度末又は業務完了後10日以内のいずれか早い日までに、次の(1)から(3)の書類を提出すること。

- (1) 実績報告書
- (2) 委託業務完了届
- (3) その他、市長が必要と認める書類

9 業務の適正な実施に関する事項

(1) 再委託の禁止

- ア 受注者は、業務の全部を一括して、又は仕様書において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- イ 仕様書の主たる部分の指定がない場合は、おおむね契約金額の二分の一以上に相当する業務を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- ウ 受注者は、前2号の規定に該当しない業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が仕様書において指定した軽微な部部門を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りではない。

(2) 守秘義務

- ア 受注者は、本業務の実施に当たって知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。
- イ 成果品（業務の履行過程において得られた記録等を含む）を第三者に閲覧させ、複製させ、又は譲渡してはならない。ただし、市の承諾を得た場合はこの限りではない。

(3) 著作権の取り扱い

- ア 本業務に係る著作権等の取り扱いについては次のとおりとする。
 - (ア) 本業務により新たに発生した著作権は、本市に帰属するものとし、本市は、受注者の事前に連絡なく加工及び二次利用できるものとする。受注者が従来から権利を有していた受注者固有の知識、技術に関する権利等（以下「権利留保物」という。）については、受注者に留保するものとする。
 - (イ) 権利留保物を活用した本業務における成果品については、原則として受注者に留保するものとする。ただし、受注者が権利留保物を活用した成果品を使用する場合は事前に本市に報告を行うものとする。
 - (ウ) 権利留保物を活用しない本業務における成果品については、本市に帰属するものとする。
- イ ア(イ)の成果品について、本市は受注者と事前に協議を行ったうえで加工及び二次利用できるものとする。
- ウ 受注者は、本業務の成果品に第三者が権利を有する著作物等が含まれる場合は、当該著作物等の使用に必要な経費の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行わなければならない。

(4) 肖像権に関する事項

- ア 受注者は、本業務の実施に当たって使用する写真の被写体が人物の場合は、肖像権の侵害が生じないように留意しなければならない。

(5) 個人情報の保護

受注者は、本業務の実施に当たって得た個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）の規定に基づき、情報漏えい、滅失、損傷の防止その他の情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(6) 長野市公契約等基本条例に関する事項

- ア 長野市公契約等基本条例の内容について、労働者等へ周知するとともに、事務所（作業所）等へポスターを掲示すること。
- イ 業務の一部を下請負者等に履行させるときは、長野市公契約等基本条例の内容について説明し、各々の対等な立場における合意に基づいて適正に契約を締結すること。

10 その他

本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、双方の協議により決定する。